

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式	
1	一括質問一括答弁方式
②	一問一答方式

質問件名 一橋学園駅周辺タクシー乗り場整備工事における不正の疑義について

質問要旨 小平市において不公正な行政事務執行の疑いがあること、市議会定例会及び委員会での市長、理事者の答弁に虚偽の疑いがあることから、以下の事項について質問する。

1. 一橋学園駅タクシー乗り場整備工事について

①当該工事において地中から発生したがらの処理費用について市は「必要なものをお支払いしている」と答弁した後に一転して「根拠資料の提出がなかったことから設計変更ができずお支払いができませんでした」という答弁に変わっている。理由は。

②当該工事において工期が延伸されているが、工期を延伸して作業が行われたのはいつからいつまでか。延伸した期間一日ごとにそれぞれの配置した交通誘導警備員の人数を示せ。

③小平警察署に提出した道路使用許可申請(工期延伸分)は事実 に即したものか。

④交通誘導警備員派遣を受注した警備会社には増員分の警備員費用が間違いなく支払われているか。

⑤受注業者から提出された写真帳には工期延伸部分の作業の写真も含まれているか。

⑥令和6年度一般会計の決算審査における石津はるか議員の質疑に対し、市は警備員の配置報告書について「請求があれば公開できる」と答弁したが、委員会での採決が終わった翌日になって「配置報告書は無い」と伝えてきた。答弁内容が後に事実と異なることが判明したが、未だ公式に発言の訂正はされていない。このことは市行政並びにそれを監視する議会にとってもあってはならないことと考える。配置報告書等の一次資料の存在を確認せず答弁した経緯、訂正が行われていない理由は。

⑦交通誘導警備員伝票、配置報告書の提出を求めることなく、日報のみを根拠として費用を支払ったということだが、これは何の根拠資料もなく公金が支出されたことになる。発注された土木工事における支出確認の手続きが同様であった例はあるか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2685年(令和7年) 11月12日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 伊藤 央

受付番号【 18 】

26	25	24	23
19	18	17	17

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

1 一括質問一括答弁方式

② 一問一答方式

質問件名 不自然と思える複数の公共工事における契約について

質問要旨 小平市の下水道施設工事において不公正な契約事務の疑いがあることから、以下の事項について質問する。

1. 雨水流出抑制施設設置工事(四小通り)について

①入札において3回の不調が続いたことの原因をどう捉えているか。

②3回目の入札では1社が応札しているが、その業者からは見積りを徴収せずに、別の2者から見積りを徴収したことは小平市随意契約ガイドラインに反していると考えるが、この様なことを行った理由は。

③随意契約を行った受注業者は入札に参加をしていない業者と認識している。その様な業者と随意契約を締結することは正当か。

④受注業者はEランクと認識しているが、そのランクの業者と2800万円を超える工事の随意契約を締結することは適正か。規定におけるランク要件をどのように運用しているのか示せ。

⑤予定価格に対する見積金額の割合は99.69%と認識しているが、不自然に高いと思える。市の見解は。

⑥市の登録情報に記載された所在地を確認したところ、現地には建物が存在せず、資材置き場、駐車場として使用されている。市は受注業者の実態確認を行っているか。

2. 雨水流出抑制施設設置工事(東たかの道)について

①入札から随意契約に至るまでの経緯を示せ。

②随意契約を締結した業者は1回目に失格した業者と思われるが、失格した業者と随意契約に向けた協議を行うことは適正か。

③入札で失格となった業者と同工事で随意契約を締結した例は他にもあるか。

④失格になった際の入札金額と契約金額を示せ。

⑤予定価格に対する見積金額の割合は99.68%と認識しているが、不自然に高いと思える。市の見解は。

3. 不自然な下水道課の工事について

①四小通りの工事と東たかの道の工事において随意契約した相手は別の業者だが、同じ建物内に並んで事務所を構え、看板も並べて掲げている。取締役には4名同姓同名がおり、実質的に一体の会社、もしくは関係性が極めて深い会社と思われ、競争性を著しく損ねる関係があると考えられる。市としてどのように審査しているか。

②上記の二社が令和6年度及び本年度において市から受注した工事は何件あるか。それぞれの落札率もしくは予定価格に対する見積金額の割合を示せ。

③令和6年度及び本年度に発注した市の公共工事の件数と、その内、落札率もしくは予定価格に対する見積金額の割合が99%を超えたものの件数を示せ。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2685年(令和7年) 11月12日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 伊藤 央

受付番号【 18 】

26	25	24	23
19	18	17	17

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

1 一括質問一括答弁方式

2 一問一答方式

質問件名 公文書管理の様々な問題について

質問要旨

公文書の扱いに関し、本年 6 月及び 9 月定例会での一般質問に引き続き、以下質問する。

1. 小平市公文書管理規則第 10 条第 1 項の「定め」に関する文書の公開請求で、簿冊名と保存年限が記されたファイル情報が公開された。しかしその中には、6 月定例会で指摘した、1 年未満で廃棄したとする鷹の台駅前広場整備工事に関する協議書・指示書・回答書などについての定めがない。なぜか。規則違反ではないか。
2. 9 月定例会で、カメラなど職員の私物への記録は業務上禁止すべきではと質問した。答弁は「業務上、私物の使用を完全に禁止した場合、状況に応じては記録すべきものが記録できないなどの弊害が生じることが予想される」という旨のものだった。「記録すべきものが記録できない」の具体的な想定事例は何か。
3. 公開文書の写しについて、公開漏れの修正分として CD-R100 円分や紙 10 円分を無償交付した事例を聞いている。いずれも市の損失と考えるが、会計上どう処理しているか。運用の反省や再発防止の取り組みはしたか。
4. 9 月定例会で、公開文書の写しをメールやクラウドで交付することについては、現状、紙媒体が多く、一部公開文書の電子化は事務量の増加が課題と答弁した。しかし実務として、黒塗り後にスキャンしてファイル送信するだけではないか。ほかに事務量増加の要因があるのか。3 の問題も減り、メリットの方が大きいと思うが見解は。
5. 文書総合管理システムである公開羅針盤 V4 の説明を見ると、文書作成、メモ作成、掲示板、コメント付与、更新者や更新日時を表示、PDF に手書きできる機能もある。これらの機能によりシステム上に作成・表示される文書も公文書の公開対象になると考えるが、通常そうした情報は公開されていないようだ。なぜ公開されないのか。
6. 9 月定例会で、公文書をすべてスキャン・電子化して永遠保存する提案に対し、「公文書の管理は市政が適正かつ効率的に運営されることが目的の一つ。公文書の保存期間はその効力・重要度・利用度・資料価値等を考慮して定める。業務に利用しない、保存が不必要な文書を理由なく保有することは考えていない」旨の答弁だった。しかし、すべての文書を電子化して保有することによる（主に電子化と検索の）コストより、効力・重要度・利用度・資料価値等を一つ一つ検討してさらに期限管理するコストの方が、著しく大きいものとするが見解は。
7. 9 月定例会で、電子決裁率は現時点で約 74%と答弁した。ここ数年、電子決裁率が向上しない主因は何か。
8. 例えば、教育委員会指導課の電子決裁率は市として積極的に公開していないと聞いた。その理由は何か。
9. 公開決定等の期限は原則として公開請求日翌日から 14 日以内だ。一方、一部公開時の黒塗り作業等に要する時間はその期限に含まれていないということは市の条例や取扱要綱を読んでも分からない。そこで質問する。
 - ① 黒塗りに 2 週間程かかった事例があると聞く。公開決定の速やかさは求められているのに、その後の黒塗りについての速やかさは求められていないのか。見解は。
 - ② 小平市情報公開事務取扱要綱の第 8 条（公開請求書を受け付けた場合の説明等）（1）に、黒塗り作業などの実務に別途時間を要する場合がある旨を追加すべきではないか。
10. 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の会議録は過去 3 年分程度を市ホームページで公表する運用としている。しかし同審議会では情報公開の総合的な推進のためにある。期限を設けず掲載してはどうか。
11. 市民が市教育委員会に学校いじめ対策委員会協議録の保存期間に関する公文書を請求したところ、個別に定めていないため作成しておらず存在しないと非公開決定された。しかし小平市立学校公文書管理規則第 18 条に「校長は、文書保存期間表に従い、公文書の保存期間を定め、その保存期間が満了する日までの間、当該公文書を保存するものとする。」とある。保存期間の定めは意思決定で、公文書に残るはずだ。なぜないのか。
12. 学校いじめ対策委員会で、協議録や会議録などの記録を公文書として残していない事例があると聞く。市教育委員会は記録を残すよう指導していると言うが、実際に記録を残していない事例数と対応策は。
13. 保存年限を過ぎていても文書が残っていれば公開対象になる。しかし周知不足のためか、市教育委員会への公開請求で「保存年限を過ぎたものは公開対象ではない」として別の文書が公開される事例があった（本年 1 月 14 日に公開決定通知）。その後、保存年限の超過している残存文書を公開対象に変更し、先の通知を取り消した。これは重要な事案と考えるが、庁内でどう扱ったか。また、取り消し後に改めて公開決定通知が出されたのが本年 6 月 23 日だったという。14 日や 60 日のルールは適用されないのか。状況の説明を求める。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7 年 11 月 13 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 2 / 1 】

26	25	24	23
20	19	18	18

1 / 3

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

1 ~~一括質問~~一括答弁方式

2 一問一答方式

質問件名 いじめ重大事態調査報告書作成費用の予算計上経緯について

質問要旨

いじめ重大事態調査報告書の作成費用について、本年度当初予算ではなく補正予算で計上した経緯を整理し、理解するため、以下質問する。

1. 次の理解で正しいか。間違いがあれば、どの部分か。

昨年 8 月頃に提出した実行プランの提案事業調書では、市教育委員会が過去の事案を参考に積算して約 43 万円を要求した。しかし、これを当初予算に計上せず、市長側は予備費で措置するよう指示した。その後、昨年末に重大事態の報告があったが、その時点では報告書作成にかかる経費の見込みがつかなかったため、予算計上しなかった。本年 2 月から 4 回にわたって小平市教育委員会いじめ問題対策委員会で検討し、目処がついた額を、報告書の作成費用といった新たな費目を使わず、委員報酬として、本年 9 月の補正予算第 3 号で計上した。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7 年 11 月 13 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 21 】

26	25	24	23
20	19	18	18

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

1 一括質問一括答弁方式

2 一問一答方式

質問件名 入札不調が続いた後の随意契約について

質問要旨

公共工事の競争入札で不調が続いた場合、随意契約に移行できる制度がある。円滑に事業を進めるための制度だが、意図的に入札を不調に導くことで特定の事業者と高額な随意契約を結ぶなどの不正につながる可能性もあるので、チェックは厳しくしなければならない。そこで、本年 9 月に随意契約となった 2 件の工事に関連して、以下質問する。なお、以下、東京電子自治体共同運営電子調達サービスを e-Tokyo という。

1. 小平市随意契約ガイドラインを市ホームページで公開していないのはなぜか。
2. 本年 9 月に随意契約となった 2 件の工事について、前段となる入札不調の記録が市ホームページにも e-Tokyo の入札情報にも見当たらない。他市では数年前のものでも不調の経過調書を e-Tokyo で見られるが、なぜ残していないのか。
3. 入札結果が e-Tokyo に反映されるまでにどれくらいの時間がかかるか。というのも、開札日が本年 9 月 4 日の随意契約について、e-Tokyo で公開されたのがつい最近だったという情報がある。もしそれが事実なら、時間を要した理由も含めて説明を求める。
4. e-Tokyo の入札経過調書詳細の備考欄に「協議により決定」「予定価格にもっとも近い、株式会社〇〇様と協議させていただきます」といったことが書かれているが、どういう意味か。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7 年 11 月 13 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 21 】

26	25	24	23
20	19	18	18

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 物価・人件費の急騰による中央エリアをはじめ、今後の公共施設整備への影響について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

物価高騰による公共施設整備やインフラ整備費の増加が主たる要因の一つとなり、財政調整基金の枯渇が生じていることが相次いで報じられている。小平市においても令和7年2月に策定された第2期中期実行プランで、今後の財政調整基金並びに公共施設整備基金の見通しが示されましたが、基金残高が大幅に減る見込みとなっている中、固定費である管理運営費等の高止まりや物価・人件費等の急騰が続く危機的状況であることから、中央エリア整備を含め今後の公共施設整備への影響について以下質問いたします。

- 1 中央エリア整備の現時点での想定総事業費は。また積算が完了した上での新たな想定事業費の示しはいつになるのか伺います。
- 2 中央エリア整備の財源の一つとしている補助金と交付金の想定額をお示してください。
- 3 市の貯金といえる財政調整基金は公共施設整備の財源の1つとしているが、第2期中期実行プランで令和6年度末残高はおおよそ61億円で令和10年度末にはおおよそ10億円まで減る見込みが示されており市債に頼る方針に見えるが見解を伺う。
- 4 公共施設整備の財源となる公共施設整備基金の令和6年度末残高はおおよそ47億円で令和10年度末にはおおよそ4億円まで減る見込みが示されているが、中央エリア整備を含め今後の公共施設整備への影響について見解を伺う。
- 5 整備完了後に発生する管理運営費等の固定費は建設の4～5倍に及ぶとも言われるが、中央エリアの管理運営費の見込みをお示してください。
- 6 基金残高の減少に加え想定以上の物価・人件費の急騰は今後の公共施設整備の凍結や事業の破綻も起きうる危機的状況であると考えますが市の見解を伺います。
- 7 物価高騰など公共資産を取り巻く社会経済情勢が大きく変化をしていることを受け、整備コストの削減策が必要と考えるが市の見解を伺います

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和 7 年 11 月 13 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 外山 まなみ

受付番号【 25 】

26	25	24	23
16	20		

-(1 / 2)

差しかえ

7.11.14

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 都市計画道路並びに開発に伴う小川東町の諸課題について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

小川東町における江戸街道沿いの商業施設は令和 8 年度にオープンし、隣接する 2 軒のマンション建設は令和 9 年度 に完成を控えている。また小平都市計画道路3・4・10号線は令和 12 年度を完成予定としていることから以下質問いたします。

1 商業施設前の江戸街道の一部分は豪雨による冠水が起きているが対策について市の見解を伺う。

2 商業施設並びに隣接する 2 つのマンションは建設完了時期が異なるため、歩道が分断し安全に歩行ができるのか心配の声があるが、市で把握している状況をお示してください。

3 こぶし通りと六小通りを東西に結ぶ小平都市計画道路3・4・10号線の進捗状況をお示してください。

4 アンダーパスで整備される小平都市計画道路3・4・10号線のイメージが分からないとの声があるが、整備イメージ図並びにスケジュールを市報に掲載してはどうか。

5 喫煙マナーとして小川駅周辺に喫煙所を整備できないか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7 年 11 月 13 日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 外山 まなみ

受付番号【 25 】

26	25	24	23
16	20		

-(2 / 2)

質問件名 積極的な健診等の受診率向上策を

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

小平市でも実施している様々な健康施策の基礎は、自身の健康を捉える健康診査の受診であるが、現状はどうか。さらに、早期発見・早期治療のきっかけとなる検診受診率は、国の目標には届いていない。健康な生活を営む上でも更なる健診と検診の受診率向上は重要と考え、以下質問する。

- 1 特定健康診査の受診率について、傾向と課題をどのように捉えているか。
- 2 市がこれまでに実施した受診率向上策はなにか。
- 3 先進市の取組のように、ターゲット別の受診勧奨を実施すべきと考えるが、市の見解は。
- 4 特定健康診査の時期の見直しを実施すべきと考えるが、市の見解は。
- 5 がん検診の受診率について、傾向と課題をどのように捉えているか。
- 6 はがきでの再勧奨以外で、市がこれまでに実施した受診率向上策はなにか。
- 7 先進市の取組のように、検診に行かない理由を究明し適した通知に改善すべきと考えるが、市の見解は。
- 8 医師会と連携して、かかりつけ医からの検診勧奨について、市独自のリーフレットを活用するなどの工夫が必要と考えるが、市の見解は。
- 9 健康保険組合等との連携で、検診受診勧奨をすべきと考えるが、市の見解は。
- 10 市内の健康に関連する事業者と連携をして、検診受診勧奨をすべきと考えるが、市の見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年11月10日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 津本裕子

受付番号 [7] - (1/2)

26	25	24	23
22	21	20	20

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 仮称こだいら人ネットワークを広げよう

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

小平市第四次長期総合計画の視点として、「地域を共に創る」の中に「市民、事業者、行政、そして関係人口や交流人口などがそれぞれに持つ資源を結集し、役割分担をしながら地域を共に創っていくための計画です」と書かれているように、これからの社会を見据えると、挙げられている五者とともに魅力あふれる小平を作り上げる重要性は増している。

この秋、多くの地域で様々なイベントが開催されたが、これまでの慣習で実施し続けることの困難も感じ、改善策提案も含めて以下質問する。

- 1 令和6年6月定例会の一般質問において、関係人口増加策を取り上げたが、その後の進捗があれば伺う。
- 2 関係人口増加について、指標をどのように捉え、評価・改善策につなげるのか。
- 3 SNS上での関係人口を増加させるための方策を講じるべきと考えるが、市の見解は。
- 4 市内のイベントにおいて、実行委員会形式で実施されている主なものは。また、市はどのように関わることができるのか。
- 5 実行委員会構成メンバーの高齢化は多くの市民から声が上がっているが、負担軽減として改善要望を捉えているか。また、市はどのようなかかわりをすべきと考えているのか。
- 6 職員がイベントに役員等として従事する際、一般参加としてもイベントを楽しむことはできているのか。
- 7 イベントの環境を整えることも重要と考える。例えば、夏季の給水スポット、椅子席の休憩スポットの設置、トイレトラックの出動等、市が財政支援も含めて支援策を提示しながらイベントの下支えを実施すべきと考えるが、見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年11月10日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 津本裕子

受付番号 [7] - (2/2)

26	25	24	23
22	21	20	20

小平市議会定例会一般質問通告書

質問体名 集会施設等の利用者負担は無料を維持すべき

質問要旨 小平市は、第2期経営方針推進プログラムで、将来に向けた財政運営・財産活用の実施プログラム⑦として使用料・手数料の見直しを掲げ、「集会施設等の利用者負担の見直しに係る考え方の整理」について、今年度中に検討するとしています。市民から、この検討について不安の声が上がっているため、以下質問します。

1. 小平市第2期経営方針推進プログラムでの「集会施設等の利用者負担の見直しに係る考え方の整理」の検討状況をお教えください。
2. 市が2019年9月に発行した「集会施設等の利用者負担の見直しについて～市民意見交換会資料～」では、集会施設の利用団体を「公共性の高い団体(地域社会に利益を還元する活動を行っている団体)」とそれ以外の「趣味・娯楽を目的とする団体」に分けて減額割合を変えることを提言した「小平市受益者負担の適正化検討委員会検討結果報告書」(2010年3月発行)を基に、広く市民の意見をもらって検討すると書かれています。市が今年度に行う検討は、このときの市民意見交換会で出された市民の意見に基づいて行いますか。
3. 上記の市民意見交換会資料では、「地域社会に利益を還元する活動」とは、「居場所づくり」や「講座および教室の開催」などを無償(実費徴収は除く)で行うものとしています。例えば、厚生労働省が発行している「通いの場」についてのパンフレットには、「通いの場は、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に内容を企画し、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げる場所」と書かれています。このような「住民主体の通いの場」は、地域社会に利益を還元する居場所づくりに含まれるでしょうか。
4. 社会教育法によると、公民館は、「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」を目的として、「施設を住民の集会その他の公共の利用に供すること」などの事業を行うとされています。公民館に集う市民の活動は、すべて「公共の利用」すなわち「地域社会に利益を還元する活動」といえるのではないのでしょうか。
5. 市民意見交換会資料では、団体の区別ができない場合等に使用料を50%減額すると、例えば地域センターの第二集会室を午前中に利用した場合は250円、中央公民館ホールを午後を利用した場合は2000円などになるとしています。これらの使用料の徴収は、市民の「公共の利用」を阻害することになるのではないのでしょうか。
6. 公民館の利用者負担の見直しをする場合は、公民館運営審議会の意見を聞くべきではないのでしょうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年11月12日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 水口 かずえ 受付番号【 17 】

26	25	24	23
23	22	21	21

-(1/2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 会計年度任用職員等も含め、小平市が誰もが安心して働きやすい職場であるために

質問要旨 小平市が、障がいのある方や、女性、教員、会計年度任用職員など、多様な誰もが安心して働ける職場であるために、以下質問します。

1. 総務省が今年3月に発行した類似団体別職員数の状況(令和6年4月1日現在)で、小平市の人口1万人あたり職員数(普通会計)は45.96人で、類似団体35団体で最少です。このことに対する市の見解をお聞かせください。
2. 小平市及び小平市教育委員会が障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて作成している障害者活躍推進計画の内容とその実施状況をお教えてください。
3. 地方公共団体の障害者の法定雇用率が、来年7月から現行の2.8%から3.0%へ、同様に教育委員会は2.7%から2.9%へ引き上げられますが、市と教育委員会はどのように対応しますか。
4. 令和7年度予算特別委員会参考資料集に掲載の市職員の実数と女性職員数を見ると、職員実数が令和3年度の943人から令和7年度見込みは969人へ増加の一方、そのうちの女性職員数は463人から434人に減少している要因は。
5. 新潟市は、特定事業主行動計画を昨年4月に一部改訂し、令和7年度までに男性職員の1週間以上の育児休業取得率を85%以上とする目標を掲げ、令和6年度は64.7%でした。小平市「HAPPYこだいら」の進捗状況によると、男性職員の育児休業取得率は令和6年度で約64%ですが、例えば1か月以上の取得率にすると何%になりますか。
6. 「小平市立学校教員の時間外在校等時間の状況」には、月平均の時間外在校等時間が80時間超の教職員の割合が示されていますが、2020年の指針で文部科学省が上限として示した月45時間を超える令和5年度、6年度の教職員の割合をお示ください。
7. 今年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」で、教育委員会は、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられましたが、その計画策定の取り組み状況をお教えてください。
8. 令和6年度決算特別委員会参考資料集17ページによると、会計年度任用職員(専門職)の人数は令和4年度に587人、5年度に590人、6年度に612人と漸増しています。今後も増員の予定ですか。
9. 上記資料集17ページには、会計年度任用職員(専門職)の報酬額が掲載されており、最も低い公民館分館管理の107,100円から、最も高い健康推進課等の保健師255,300円まで幅があります。これらの報酬額は常勤職員の給料表に基づいて決められていますか。
10. 6か月以上在職している会計年度任用職員(専門職)の期末手当および勤勉手当の支給月数をお教えてください。
11. 令和6年度に会計年度任用職員(専門職)に支給した時間外勤務手当の総額およびその支給額が多い職種は。
12. 小平市会計年度任用職員の報酬等に関する条例には、会計年度任用職員の月額報酬は445,000円を超えないとされていますが、この上限額に達している会計年度任用職員はいいますか。
13. 公務非正規女性全国ネットワークなどが今年6月から首都圏の106自治体を対象に、会計年度任用職員の公募を経ない再度任用の上限回数を調査したところ、42%にあたる45自治体が再任用の上限回数を撤廃したとのことですが、小平市の状況をお教えてください。
14. 令和6年度に勤務年数が5年となった会計年度任用職員(専門職)82名のうち、今年度も会計年度任用職員(専門職)として継続して勤務している人数をお教えてください。
15. 会計年度任用職員(専門職)の初回任用時および再度任用時の報酬決定に職務経験等の要素は考慮されますか。
16. 新潟市人事委員会は、同市が行った会計年度任用職員対象のアンケートに基づいてヒアリングを行い、今年10月に「会計年度任用職員実態調査報告書」を発行し、専門性が高く、常勤職員と大差ない業務を行っている会計年度任用職員の給与を職務給の原則に従ったものとするよう求めました。小平市でも、同様の実態調査を行っていますか。
17. 小平市の職員団体に、会計年度任用職員は何名加入しているのでしょうか。
18. 立川市は、来年度に採用する一般職職員として、過去1年間に正規雇用されておらず、過去5年間に、立川市での会計年度任用も含めて1年以上非正規雇用として雇用されていた来年4月1日時点で36~56歳の方の募集を今年11月から始めました。また高知市は、2年以上の継続勤務などの条件を満たす会計年度任用職員で正規への転換を希望する人は59歳まで採用試験を受験可能としていると報道されています。小平市でも、会計年度任用職員で希望する方を正規職へ転換しやすくするような方策を講じられないでしょうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年11月12日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 水口 かずえ 受付番号【 17 】

26	25	24	23
23	22	21	21

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
②一問一答方式

質問件名 体と心を守るために包括的性教育を進めよう

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

これまで、家庭でも学校でも性の問題を語り合うことがタブー化され性教育の実践も阻まれてきました。一方では、インターネットで過剰な情報が氾濫し、こどもの頃から意図せずに性描写のある動画に触れてしまう危険や誤った性知識により、性被害や望まない妊娠に至ってしまうという事実もあります。実際に出産数の減少に対し、厚生労働省の2024年度衛生行政報告例の概況では、人工妊娠中絶は増えており、20歳未満の中絶も前年度より増加していると公表されています。また教師による盗撮や子どもへの性犯罪も相次いでおり、これまで以上に人権の視点での包括的性教育が必要と考えます。東京都教育委員会は「性教育の手引き」を作成し、保護者の了解を得れば学習指導要領を超えた内容に触れることもできるようになっており、産婦人科医を派遣した「性交」や「妊娠の過程」、「性感染症」を扱う授業の実施状況調査の保護者のアンケートでも反対の意見は見られませんでした。科学的根拠に基づいた性と性に関する知識、人権意識を学ぶことができる包括的性教育の授業を小平市でのスタンダードにしていくことを期待し以下質問します。

1. 生命の安全教育は、性暴力の被害及び加害の防止に焦点を当てていますが、文部科学省は、これを性教育とは位置付けていません。具体的な性の知識は扱われず、時間数も内容も現場にゆだねられています。包括的性教育の観点に照らした実効性の担保のための市独自の対策を講じるべきと考えますが見解は。
2. 性暴力の被害者にも加害者にもならないためにもデートDVについて学ぶことは重要と考えています。実践されている学校もありますが、中学校の授業で必ず扱うことについての見解を伺います。
3. 情報リテラシーについて学ぶなかで、性に関する被害や加害について触れていますか。
4. 性や体の悩みについて身近な場所で安心して相談できることが必要です。相談につなぐため行っていることはありますか。
5. 2022年4月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されていますが、全国で教師による性犯罪が相次いでいます。教職員に向けた研修の実施状況についてお示し下さい。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2025年 11月 13日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 柴尾ひろみ

受付番号【 22 】

26	25	24	23
24	23	22	22

-(1 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
②一問一答方式

質問件名 多文化共生のまちづくりの実現に向けて

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

全国的にも外国人は増加しており、出入国在留管理庁の示す 2025 年 6 月末の在留外国人数は前年末比5%の増で過去最多を更新しています。小平市の 2025 年 1 月の外国人の人口は 6,325 人でしたが 10 月には 6,661 人になり 336 人増加しています。家族の帯同もできるようになったことから、小・中学校で学ぶ外国がルーツのこどもたちも増えています。家族全体に向けた言語の支援や日本の習慣やルール の周知のほかに、文化的な違いを認め合ったうえで対等な関係性の構築を図りながら互いに理解し、尊重しながら支え合える意識の醸成を図っていくことが必須と考えます。また、自国での戦争や紛争で命の危険に迫られ日本に来る外国人もあり、自治体での生活支援体制の整備も必要と考えます。様々な背景を持つ小平で生活する外国にルーツを持つ市民とともに、安心して暮らすことができる多文化共生のまちづくりの実現に向け、以下質問します。

1. 2023 年以降、小平市に転入してくる外国人やその家庭について、転入の理由、目的を把握していればお示しください。
2. 言語や文化の違いの中で生活していくには、情報の入手が大変重要です。市ホームページの多言語翻訳のほかに情報の入手のために工夫していることがあればお示しください。
3. 今年度、小平市国際交流協会に地域日本語教育コーディネーターが配置されました。活動状況と効果についてお示し下さい。
4. 外国人の転入の増加とともに、小・中学校に在籍する外国がルーツのこどもも増えています。日本語指導はもちろん様々な支援が必要なこどもがいると思いますが、サポート体制と現状の課題について伺います。
5. 多文化共生への理解啓発や防災の視点からも、外国人市民と地域住民との交流を促進することが必要ですが、見解を伺います。
6. 就職が困難だったり生活困窮など、困りごとのある外国人市民への対応の現状をお示しください。
7. 多文化共生プラン策定に向けて検討していることがあればお示しください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

2025 年 11 月 13 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 柴尾ひろみ

受付番号【 22 】

26	25	24	23
24	23	22	22

-(2 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 居場所づくりとなるべく部活動地域連携・地域移行に向けて市独自の予算を確保するべき

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

小平市立中学校では令和6年度時点で運動部と文化部を合わせて、122の部が活動しており、86.3%の生徒が部活動に励み、活発に活動している。部活動は、教育課程外の活動に位置付けられているものの、その教育的意義が高いことは明らかであり、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することや、自主的で多様な学びの場である部活動の教育的意義を踏まえた活動となるよう留意することが求められている。文部科学省は本年5月、令和13年度までに休日における原則全ての“部活動の地域展開”の実現を目指す等とする部活動改革に向けた最終とりまとめを決定した。小平市では、令和6年11月に発表した「部活動地域連携・地域移行の方向性」の中で今後引き続き検討すべき論点を挙げていることから、以下質問する。

- ①平日の部活動と休日の地域クラブ等による指導の一貫性、活動の連携の考え方について伺う。
- ②地域クラブ等の指導者人材確保の仕組み構築の考え方について伺う。
- ③地域クラブ等に参加時の生徒の活動場所までの移動手段の考え方について伺う。
- ④地域クラブ等で大会等に参加する際の引率、移動費や運搬費など、考えられる懸念や課題について伺う。
- ⑤地域移行に係る地域クラブ等の活動の際に発生した事故や怪我等に対する体制と対応、責任の所在の考え方について伺う。
- ⑥地域クラブ等の活動場所の確保について、市立小・中学校の校庭、体育館や音楽室等の使用を含めた検討や調整についての考えを伺う。
- ⑦地域移行に係る地域クラブ等への指導や運営に伴う費用負担の考え方について伺う。
- ⑧不登校生徒の居場所づくりとしての地域クラブ等との連携の考え方について伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7年 11月 13日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 山田 大輔

受付番号【 23 】

26	25	24	23
25	24	23	19

-(1 / 1)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式	
1	一括質問一括答弁方式
②	一問一答方式

質問件名 小平市の多文化共生推進に向けての現状把握と政策展望について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

近年、インターネット上などでは、限られた情報や一面的な意見をもとにした議論が見受けられ、時に外国人に対する誤解や偏見、さらには差別や排除を助長しかねない発言も見られます。こうした風潮は極めて残念であり、私たちは事実に基づいた冷静な理解と、相互の尊重をもって対応していく必要があります。そのため、まずは市内の現状を正しく確認し、行政と市民が正確な情報を共有することから始めることが重要です。小平市の取組を見ると、9月に初めて市内在住の18歳以上の外国人2,000人へのアンケートが実施されました。アンケート結果を受けて、外国人住民の生活実態や支援の現状を把握し、今後どのように多文化共生を推進していくのか方向性を伺います。

1. 小平市における外国人住民の現状と在留動向について伺います。

(1) 現在、市内には何人の外国人住民が在住しているか伺います。また、国籍別の状況についてもお示しください。

(2) 過去5年程度の推移から見て、どちらの国や地域の方々が増加・減少している傾向にあるか伺います。

(3) アンケート結果について、外国人住民の地域別在住状況、在留資格の種類別(留学、就労、家族滞在等)も含めての状況、外国人住民の職業分布や主な就労分野、所得階層の傾向についてデータが揃っていればお示しください。また、窓口業務の現状把握についても伺います。

2. 今後、在留動向や経済的実態の分析を、市の多文化共生や福祉、子育て、雇用施策にどのように反映していく考えか伺います。

3. 地域社会・防災における共生の推進について、アンケート結果を受けて、自治会や市民活動団体に外国人住民が参加していく環境づくりを進めていくのかどうか、見解を伺います。

4. 外国人との共生を進めるうえで、実態を継続的に把握・公表する仕組みを設ける考えはありますか。また、実態把握を行った後、市としてどのような体制を整えていくのか見解を伺います

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年11月11日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 吉本ゆうすけ

受付番号【 12 】

26	25	24	23
26	25	24	23

-(1 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 小平市における子育て支援新規事業の周知と情報発信の強化について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

過日、子育て世帯の方から、学童に宅配弁当があることを知っていたら選択肢が広がっていたのに、情報が届かなくて残念だったという話を聞きました。小平市では、子育て世帯の支援充実に向けて、近年さまざまな新規事業が展開されています。最近では、朝の学校開放事業の試行実施の際、広く宣伝することでJ:COMで調印式の様子が取り上げられるなど、当事者だけでなく広く市内外に伝える工夫もされていました。しかしながら、こうした取組が当事者である子育て世帯以外には十分に知られておらず、地域全体で子育てを支えるという観点からみても、情報の伝わり方に課題があると感じます。市民全体の理解と協力を得ながら、子育て支援をまちぐるみで推進していくためには、より効果的な情報発信のあり方を検討する必要があると考えます。

1. 新規子育て支援事業の周知状況について

(1) 現市長就任以降、市が新たに実施した子育て支援関連の新規事業の概要と成果について伺います。

(2) これらの事業が、当事者以外の市民や地域団体などにどの程度認知されているものと把握しているでしょうか。

(3) 新規事業の目的や意義を、より広く市民に理解してもらうための工夫について伺います。

2. 情報発信と市長の役割について

(1) 子育て支援の取組をより多くの市民に伝えるために、現在の情報発信体制の課題をどのように認識していますか。

(2) 市長自らが積極的に情報発信を行うことの意義について、どのように捉えているか。また、SNSなどを活用した分かりやすく親しみやすい発信の強化を検討してはどうか伺います。

3. 教育委員会との情報連携について、市長部局との間で子育て支援や教育関連情報の共有はどのように行われているか伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年11月11日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 吉本ゆうすけ

受付番号【 12 】

26	25	24	23
26	25	24	23

-(2 1)